

令和8年3月24日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会  
(公印省略)

「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」について

平素より本会事業の推進に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記に関する周知依頼がございました。

本通知は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法第57条の2第3項において、化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り代替化学名等の通知が認められる旨が定められ、令和8年4月1日より施行されることを連絡するものです。

関係法令等は以下の通りで、改正の要点等は日医発信文書の別添1をご覧ください。

今般、代替化学名等の基本的な考え方や適用範囲、また医療上の緊急事態等において、医師が求める場合に成分の情報を直ちに開示することなどが指針として示されております。

貴会におかれましても本件についてご了知の上、会員へご周知賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○改正省令（令和8年1月20日令和8年厚生労働省令第3号）

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001660308.pdf>

○告示（令和8年2月20日厚生労働大臣告示第42号）

「労働安全衛生規則第34条の2の6の2の規定に基づきリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に支障を生じないものとして厚生労働大臣が定めるもの」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001660335.pdf>

○通達（令和8年2月20日付け基発0220第5号）（別添1）

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等（代替化学名等関係）の施行について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001660369.pdf>

○指針（令和8年2月20日）（別添2）

「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針（通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針公示第1号）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001660339.pdf>

○代替化学名等作成マニュアル（2026年3月版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001663302.pdf>

◆「通知対象物に係る代替化学名等の通知に関する指針」について

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2025ken1\\_2000.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2025ken1_2000.pdf)

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字です。  
(半角入力)

<事務局>  
大阪府医師会 地域医療課（澤野）  
TEL：06-6763-7012